

【葬儀業者関係】

Q. 火葬や式場等の予約は、どのようにすればいいですか？

A. 各斎苑での火葬予約、斎場（式場）等の予約は、電話による「川崎市斎苑予約システム」での申し込みとなりますが、予約システムを利用するためには、事前に業者登録が必要となります。

登録方法については、各斎苑もしくは生活衛生課にお問い合わせください。

具体的な予約方法については、登録時にマニュアルをお送りしますので、そちらを御参照ください。

Q. 登録をしたけれど、登録番号等を忘れてしまった。

A. 各斎苑もしくは生活衛生課にお問い合わせください。
(登録内容の変更・廃止についても、各斎苑もしくは生活衛生課宛てにお問い合わせください)

Q. 市民葬儀の取扱指定店になるには、どうすればよいですか？

A. 毎年3月に指定店を決める運営協議会を行っており、指定申請を1月中に受け付けております。指定申請書及びそれに必要な書類については、市民葬儀制度等の説明をさせていただいたうえで、生活衛生課にて配布しております。(申請受付は1月中ですが、申請書の配布は1月以前から行っております)

詳細は、生活衛生課にお問い合わせください。

Q. 指定後に、申請書に記載した内容に変更が生じた or 事業をやめた場合はどうすればよいですか？

A. 変更等の手続きが必要となりますので、生活衛生課まで速やかに御連絡ください。

このQ&Aについての問い合わせ先：
健康福祉局保健所 生活衛生課
川崎市川崎区宮本町1
電話044(200)0457
FAX044(200)3927